

重要事項説明書

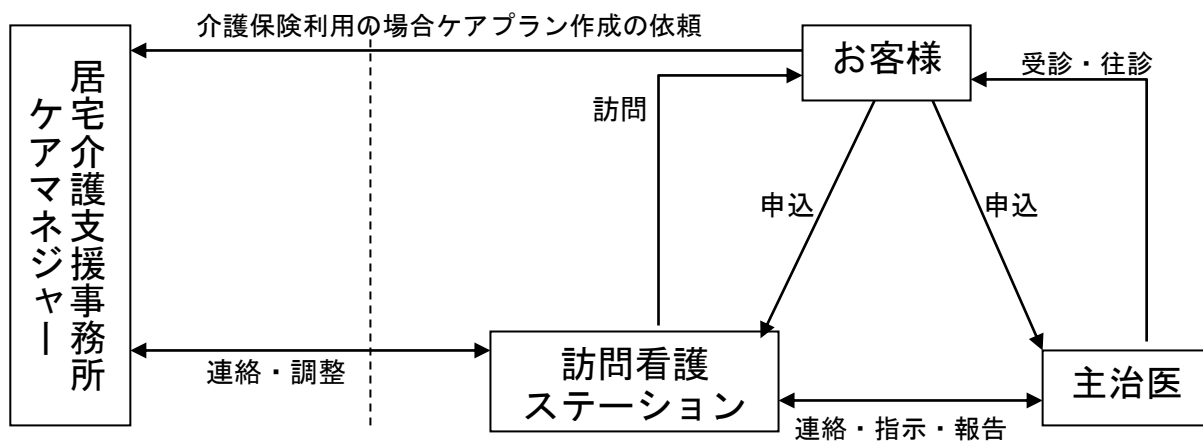
1 事業者の概要

事業者の名称 事業所の名称	社会医療法人 財団新和会 八千代訪問看護ステーション
代表者氏名	理事長 弥政 晋輔
指定番号	31, 9002, 2
事業所の住所	安城市東栄町1丁目10番1
連絡先	TEL 0566-97-2002 FAX 0566-97-2037
最寄りの駅	名鉄本線 新安城駅 徒歩3分

2 八千代訪問看護ステーションの職員

- 管理者：金丸 美由紀（看護師）
- 看護職員：保健師、看護師常勤換算2.5名以上（内、常勤1名以上）
- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士：1名以上

3 訪問看護のお申込からサービス開始まで



訪問看護は病気や障害のために支援を必要とされる方のご自宅を看護師等が訪問して看護を行うサービスです。介護保険制度のほか、医療保険制度により利用できます。主治医の治療方針やケアマネジャーの作成したケアプランに沿い、他のサービスと連携しながら看護を行います。お申し込みは訪問看護ステーション又は主治医、ケアマネジャーにご相談下さい。訪問看護を利用する場合は主治医の指示書が必要です。指示書は訪問看護ステーションに提供されます。

4 営業日時

- 平 日の午前8時30分～午後5時
- 土曜日、日曜日、5月祝日、12月29日～翌年1月3日は休業日ですが、ケア

プランにより訪問することが可能です。（介護保険）※医療保険利用者の方は別途休日利用料が発生します。

5 訪問看護サービスの内容

- ・ 症状・障害の観察、健康管理
- ・ 療養・介護方法のアドバイス
- ・ 食事ケア、水分・栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
- ・ ターミナルケア
- ・ リハビリテーション
リハビリ職が看護職員に代わり訪問することが可能ですが看護師による定期訪問が必要です。
- ・ 認知症や精神疾患の方の看護
- ・ 家族など介護者の相談
- ・ 褥瘡や創傷の処置
- ・ カテーテルなど医療機器の管理
- ・ 医師の指示による医療処置
- ・ 保健・福祉サービスなどの活用支援
- ・

6 緊急訪問対応について

●緊急時訪問（24時間対応）契約をされた場合、訪問看護ステーションの緊急連絡先をお伝えします。夜間・休日に緊急訪問をする場合、移動に30分程度要することもありますのであらかじめご了承ください。

7 ご利用料金

※別表参照

8 営業地域

安城市、知立市全域

刈谷市・豊田市・岡崎市の一部地域

9 虐待防止について

- お客様の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。
身体拘束も緊急やむを得ない場合を除き、原則として行いません。 お客様の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ区市町村へ報告します。
- 当ステーションは虐待防止のための指針を整備するとともに、お客様の権利擁護、サービスの適正化に向けた定期的な職員研修等を実施するものとします。
- 当ステーションは、前項の措置を適切に実施するために虐待防止担当者を配置します。
- 当ステーションが身体拘束を緊急やむを得ず実施する場合は、次の3つの要件を

満たした時とし、実施した場合はすみやかに身体拘束を解除できるように努めるとともに適切に記録します。

- ①切迫性：お客様本人または他のお客様等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ②非代替性（ひだいたいせい）：身体拘束その他の行動制限に他に代わる対応方法がない。
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

10 サービス利用にあたっての禁止事項

- 職員に対する暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷などの行為を禁止します。
- パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。
- サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断で行う行為ならびにSNS等に掲載することを禁止します。

11 ご利用にあたってのお願い

- マイナンバーカードや、資格確認証、保険証、医療受給者証等を確認させていただきます。内容に変更が生じた場合は必ずお知らせください。
- やむを得ず訪問の予定変更を希望される場合は、必ず前日までにご連絡をお願いいたします。連絡いただかなかった場合、キャンセル料が発生します。
- 当事業所は看護師養成機関の学生実習を受入れております。利用者が了承される場合は看護師の訪問時に同行させていただく場合もございます。お断りされることに関して、不利益を被ることはありません。
- 訪問看護記録について閲覧を希望される場合は担当者までお知らせ下さい。
- 職員が訪問の際はペットをゲージに入れる、あるいはリードにつなぐなどの配慮をお願いします。
- 見守りカメラの設置や職員の写真を撮影する場合は個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を得て下さい。
- ハラスメント行為などにより健全な信頼関係を構築できないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除することがあります。
- 訪問中の喫煙はご遠慮下さい。
- 八千代病院との連携上、八千代病院受診歴のある患者様に対して必要時カルテを閲覧しますのでご了承下さい。

12 苦情のご相談は

- 八千代訪問看護ステーション Tel 0566-97-2002
担当者 金丸美由紀 相談時間 9時～17時
- 愛知県国民健康保険団体連合会介護保険室 Tel 052-971-4165
- 各市町村介護保険担当

安城市高齢福祉課 Tel 0566-71-2290

知立市長寿介護課 Tel 0566-95-0122

豊田市高齢福祉課 Tel 0565-34-6634

刈谷市長寿課 Tel 0566-62-1013

岡崎市介護保険課 Tel 0564-23-6682

● 各市の地域包括支援センター窓口まで

13 第三者評価について

当事業所は第三者評価の受審はありません。